

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月 29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地

氏 名 JFEエンジニアリング株式会社

代表取締役社長 岸本 純幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 045-505-7435

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFEエンジニアリング株式会社
事業場の所在地	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
計画期間	平成 24年 4月 1日 ~平成 25年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0611 一般土木建設工事業
②事業の規模	売上高 278,777 百万円(連結) 【2011年度】
③従業員数	3,187 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度（平成23年度）実績】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類
	排出量
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行っていない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理する予定はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	_____ t	_____ t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	
	全処理委託量	_____ t	_____ t
	優良認定処理業者への処理委託量	_____ t	_____ t
	再生利用業者への処理委託量	_____ t	_____ t
	認定熱回収業者への処理委託量	_____ t	_____ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	_____ t	_____ t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
	別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

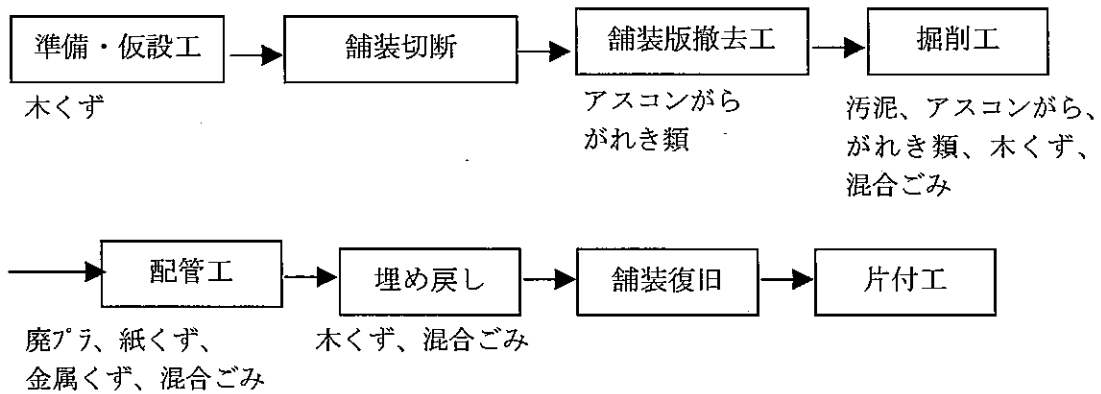
多量排出事業者の「産業廃棄物処理計画書」

別紙

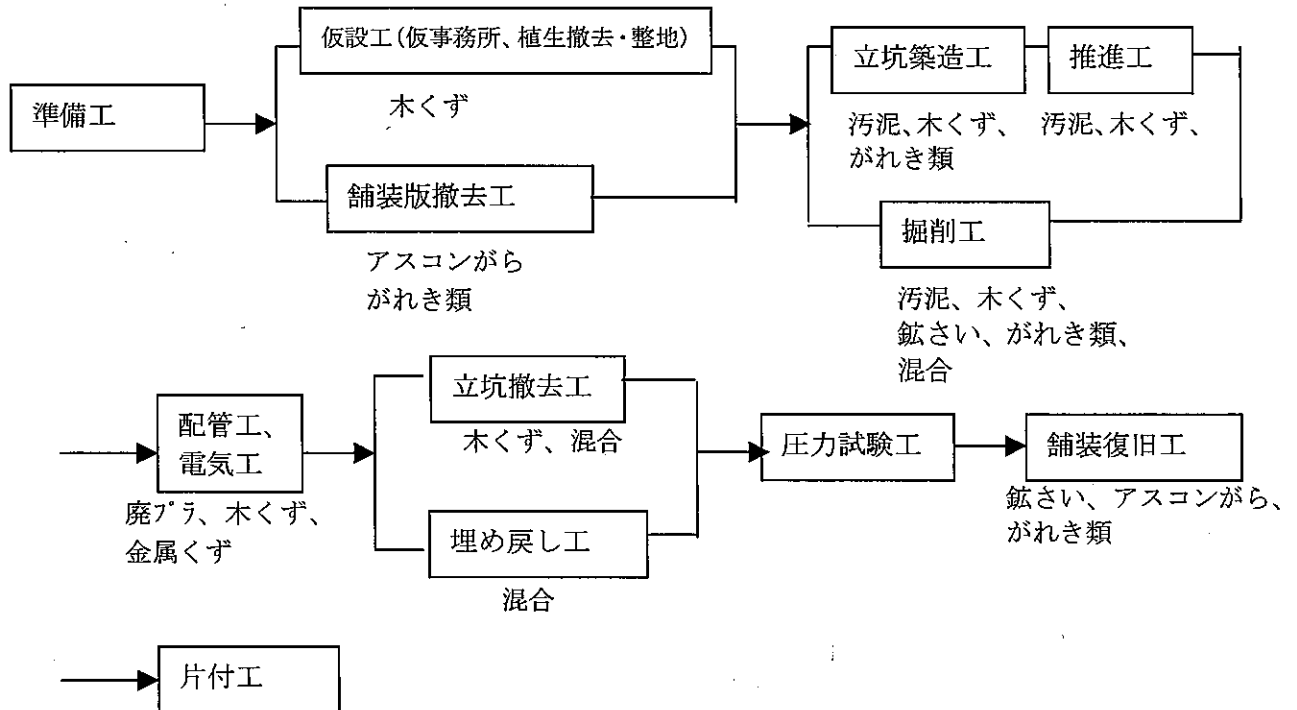
1.産業廃棄物の一連の処理の工程

●工事工程・産業廃棄物の発生フロー

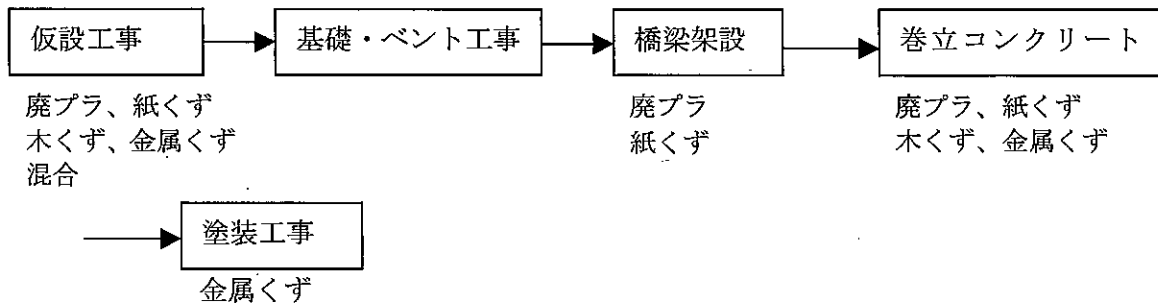
1-1. ガスライン敷設・補修工事



1-2 a パイプライン敷設・補修工事



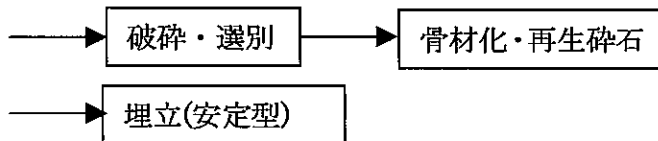
1-3 橋梁架設工事



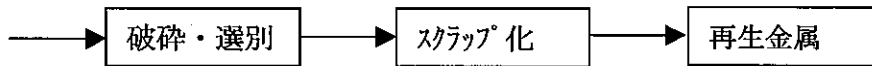
●産業廃棄物の処理フロー

収集運搬、中間処理、最終処理のすべてを委託している。

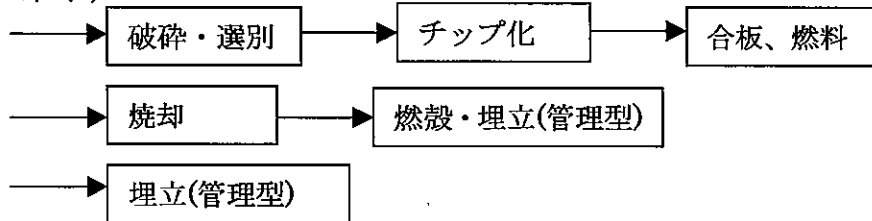
① コンクリートがら、アスコンがら、がれき



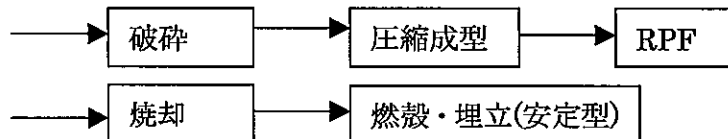
② 金属くず



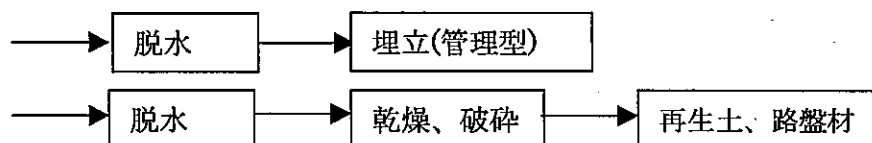
③ 木くず



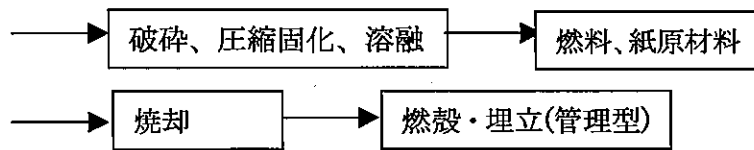
④ 廃プラスチック



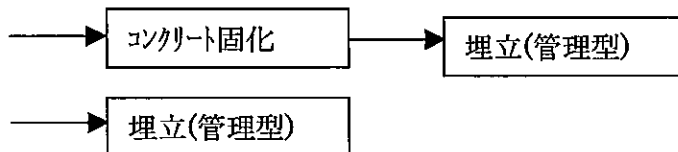
⑤ 汚泥



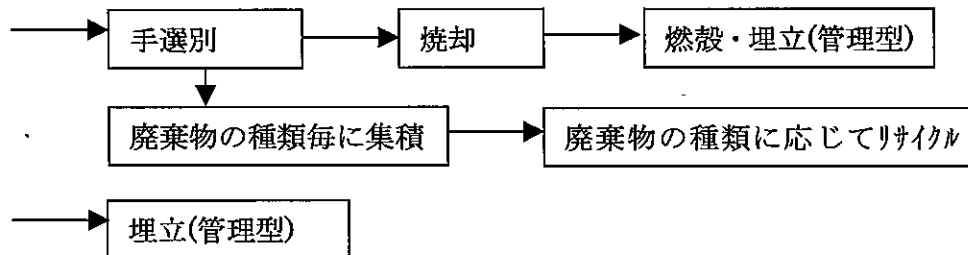
⑥ 紙くず、



⑦ 鉋さい

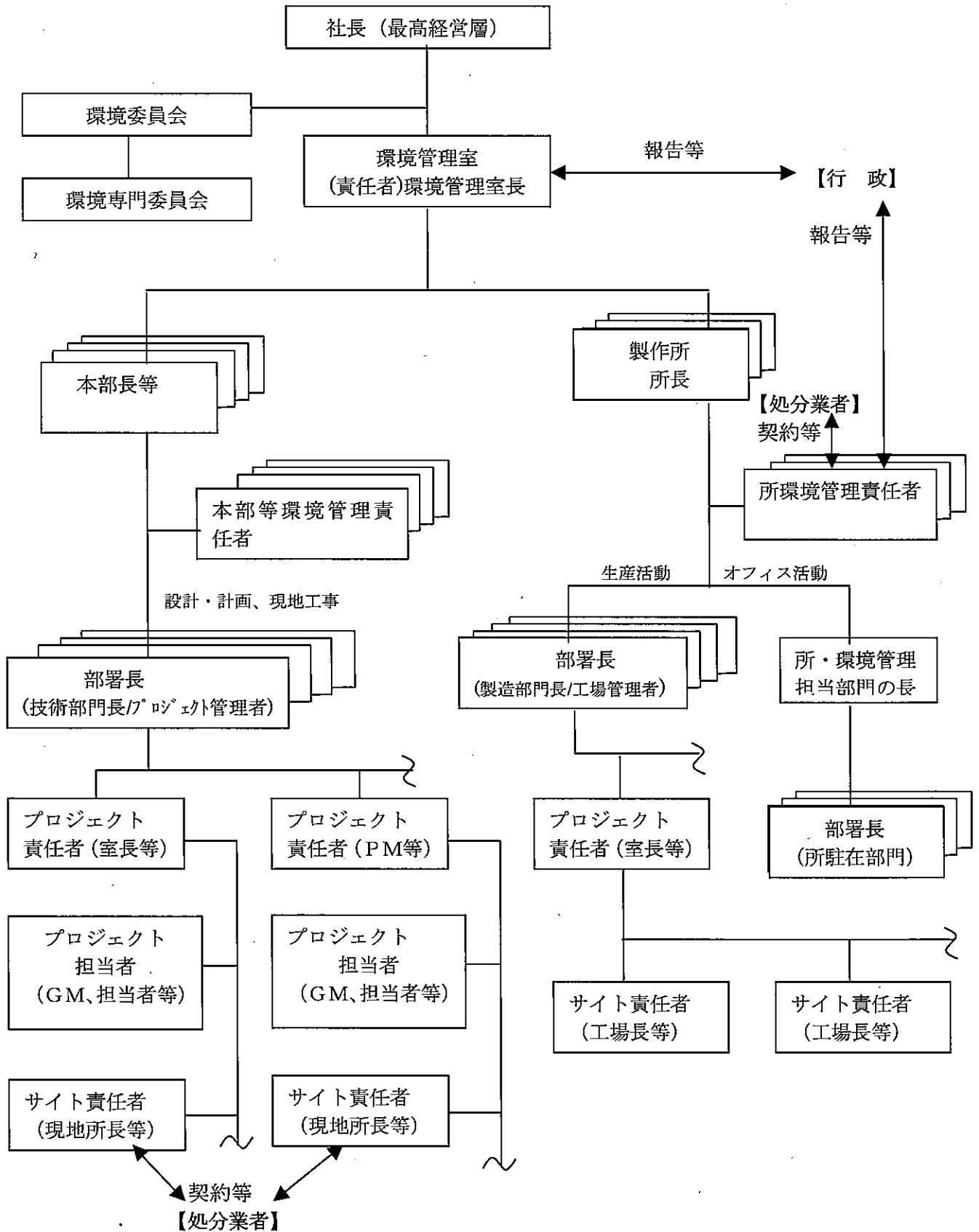


⑧ 混合廃棄物



2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

2-1 産業廃棄物の処理に関する管理組織図



2-2 産業廃棄物処理に関する教育訓練制度

環境業務に係わる作業者に対する力量向上、自覚をうながすための教育・訓練を下記の如く実施している。

a) 訓練

環境に著しい影響を与える可能性のある作業を行なうすべての作業者に対して、著しい環境影響の発生防止、緩和するために必要な手順を習得させることを目的として行う。

●本部、又は所における訓練

本部または所の部署長は、年度毎に自部署の活動、製品またはサービスに適応可能な環境業務を特定し、それぞれの業務に必要な訓練を計画し、実施する。

また、実施可能な場合には自部署で想定される事故及び緊急事態に対応するための訓練を計画し、実施する。

●現地工事サイトにおける訓練

現地工事サイト責任者は、プロジェクト開始前に、自ら所掌する現地工事にかかわる環境業務を特定し、それぞれの業務に必要な訓練を計画し、実施する。

また、実施可能な場合には自ら所掌する現地工事で想定される事故及び緊急事態に対応するための訓練を計画し、実施する。

b) 教育

全従業員に環境関連法令の要求事項に適合することの重要性、作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響及び各人の作業改善による環境上の利点、環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成する為の役割及び責任などを自覚させることを目的として行う。

●部署長は、年度毎に自部署の要員を対象とした環境一般教育、環境関連法令教育を計画し、実施する。

上記の如くの教育・訓練のしくみの中で、工事現場で発生する建設副産物の発生抑制、適正処理方法、特殊な廃棄物の留意事項、環境関連法令などを整理し、社員及び作業員に定期的にまた、必要の都度教育・訓練を実施している。

具体的な実施状況を以下に示す。

①現場巡視、パトロールによる現場指導

- * 委託契約書発行状況、マニフェストの発行・収集状況
- * 廃棄物の分別状況
- * 廃棄物発生抑制のための施工方法の採用状況
- * その他

②講習会の開催

- * 環境一般教育
- * 環境法令教育（廃掃法【委託基準、マニフェスト管理、建設副産物適正処理、多量排出事業者の義務】、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、など）
- * 環境法令改正動向教育

③工事現場での作業員教育

- * 新規入場者教育における現場の廃棄物分別ルール教育
- * 発生抑制の為の資材の有効利用教育
- * その他

2-3 産業廃棄物処理に関する情報収集・管理・公開制度

行政、業界団体、また産業廃棄物協会主催などの各講習会への参加及びJFEエンジニアリング本社部門である環境管理室にて廃棄物関連法令についての情報収集・取り纏めを行い、各本部、所の環境担当者に、環境専門員会を通じて、情報提供を行う。

また、これらの情報は社内イントラネットの掲示板、社内講習会などを通じて、各社員にも周知する。

また、情報の公開制度としてJFEグループ全体で、毎年経営レポート及び環境報告書を発行している。

2-4 管理体制に関する目標設定と具体的取り組み

現地工事サイトにおいて、産業廃棄物全体の最終処分される量の削減・リサイクル率の向上、また個々の産業廃棄物として、がれきのリサイクル率、汚泥のリサイクル率に全社目標を設定し、その目標管理を前述の環境管理体制を通じて展開している。

3. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

●現状 前年度(平成 23 年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず
排出量 (ト)	3,513.8ト	22.0ト	5.6ト	133.1ト

産業廃棄物の種類	金属くず	鉱さい	がれき類	混合廃棄物
排出量 (ト)	6.8ト	190.0ト	1,081.1ト	16.9ト

●計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず
排出量 (ト)	1,523.0ト	11.0ト	0.3ト	13.0ト

産業廃棄物の種類	がれき類	混合廃棄物
排出量 (ト)	2,476.0ト	8.0ト

3-1 これまで実施した取組

設計段階では、プレハブ化、ユニット化、レイアウトのコンパクト化、構造の簡素化、造成面積の最少化、実寸発注などを含め現地工事の産業廃棄物発生を抑制することを配慮。現地工事サイトにおいては、鋼製足場の利用など仮設材の再利用化、また搬入資機材などの無梱包、実寸梱包また梱包材の持ちかえりによる再利用などをメーカーへの協力要請を含めて促進している。

3-2 今後実施する予定の取組

(目標等)

- a) 新材料の投入量を削減する。
- b) 資材の投入量全体を削減する。
- c) 発生抑制出来ない産業廃棄物は、リサイクルする割合を上げる。
- d) リサイクル出来ない産業廃棄物は、出来るだけ減量化、減容化する。

(具体的取組)

a) 減量化

- 設計・計画段階での廃棄物の発生抑制を踏まえた工作法、レイアウト、構造などの検討
- 施工計画時に再度工作法検討において、廃棄物の減量化を図る。
- プレハブ化、ユニット化など工作法の検討による発生抑制の推進
- 構造の簡素化、機器数の最少化による発生抑制の推進
- 適正レイアウトによるコンパクト化による発生抑制の推進
- 分別の徹底による混合廃棄物の発生抑制、また、可能な場合は脱水などによる減容化

b) 再利用

- 分別された廃棄物で再利用可能なものは現場で加工し再利用。
- 再利用可能な仮設材の使用。
- 資材や機器の搬入時の、無梱包化、実寸梱包化、また再利用可能な梱包材の使用。
- アスファルト塊、コンクリート塊は現地にて破砕し、敷地造成材、構内舗装材などの路盤材として利用することにより、廃棄物の発生抑制に努める。

4. 産業廃棄物の分別に関する事項

4-1 現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

a) 分別容器の設置

各現地工事サイトの産業廃棄物の置き場所には、廃棄物処理法に定められた掲示板を掲げるとともに、産業廃棄物の分別を確実にするために、工事規模、分別容器の設置スペースに応じて、複数の分別容器を設置。

容器には収納すべき、産業廃棄物の種類を明示し分別の徹底を図っている。

(廃プラ、紙くず、木くず、金属くず、がれき類、混合廃棄物など)

b) パトロールの実施

リサイクル可能な物と、リサイクルが困難な物との適切な分別、また廃棄物の種類毎の分別状況を定期的に確認する為にパトロールを実施。

4-2 計画 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(目標等)

a) 分別の徹底

再生するものと、廃棄物に分ける。

廃棄物は原則として、安定型廃棄物、管理型廃棄物、生活系廃棄物に区別する。

(具体的取組)

a) 現場教育の徹底

廃棄物の分別に関する理解を深める為に、現場入場教育の一環としての廃棄物教育を位置付ける。

b) 役割分担の明確化

工事に伴い発生する廃棄物の管理は、各プロジェクト工事毎の工事担当者が責任をもって行い、生活系廃棄物は現場作業所関係者全員が各々の責任をもって行う。

c) 分別方法、分別容器の設置などの改善に関する情報交換

各工事現場毎で実施されている廃棄物の分別に関する事例を、現場巡視時に確認し、

環境専門委員会などの場で情報交換を行う事により、改善につなげる。

d) 廃棄物の早期処理の励行

分別容器などの置き場所が限られるため、行き場所のなくなった廃棄物が分別されないまま放置される事のないように、適切な廃棄物の処理を早め早めに励行する。

e) 分別処理に熱心な収集運搬業者、処理業者の選択

各工事現場における分別が困難であったものは混合廃棄物として業者に処理を委託するが、混合廃棄物の分別を効率良く実施し、リサイクルする事に熱心な業者を選定する。

5. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

●現状 前年度(平成 23 年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず
全処理委託量(トン)	3,513.8トン	22.0トン	5.6トン	133.1トン	6.8トン
優良認定処理業者への処理委託量	1,435.1トン	0トン	0トン	0トン	0トン
再生利用業者への処理委託量	1,887.7トン	21.0トン	0トン	95.4トン	6.8トン
認定熱回収業者への処理委託量	0トン	0トン	0トン	0トン	0トン
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0トン	2.2トン	0トン	3.4トン	0トン

産業廃棄物の種類	鉱さい	がれき類	混合廃棄物
全処理委託量(トン)	190.0トン	1,081.1トン	16.9トン
優良認定処理業者への処理委託量	190.0トン	0トン	0トン
再生利用業者への処理委託量	0トン	1,080.6トン	13.4トン
認定熱回収業者への処理委託量	0トン	0トン	0トン
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0トン	0トン	2.1トン

●計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	紙くず	木くず	がれき類
全処理委託量(トン)	1,523.0トン	11.0トン	0.3トン	13.0トン	2,476.0トン
優良認定処理業者への処理委託量	0トン	0トン	0トン	0トン	0トン
再生利用業者への処理委託量	1,376.0トン	8.8トン	0トン	10.4トン	2,476.0トン
認定熱回収業者への処理委託量	0トン	0トン	0トン	0トン	0トン
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0トン	2.2トン	0トン	2.6トン	0トン

産業廃棄物の種類	混合廃棄物
全処理委託量(トン)	8.0トン
優良認定処理業者への処理委託量	0トン
再生利用業者への処理委託量	4.8トン
認定熱回収業者への処理委託量	0トン
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.2トン

5-1 これまで実施した取組

- a) 多面的な委託業者（収集運搬業者、中間処理業者、最終処理業者）情報の収集および情報の共有化の実施
- b) 委託業者情報の集積。また、集積したデータの共有化のしくみ構築。
現地工事終了時、以下の観点で現場所長が業者評価を行い、データを集積している。

<収集運搬業者に対する評価>

- ①現場で分別した廃棄物は種類毎に混合しないように運搬しているか。
- ②積み込み状態は、運搬途中で、飛散・流出するおそれのない状態であるか。
- ③実際の運搬重量をフィードバックしてくれるか。
- ④契約書に添付されている許可証を期限が切れる前に更新し、配布してくるか。
- ⑤マニフェストのB2（運搬終了票）が運搬終了後10日以内に、遅滞なく返却されるか。
- ⑥各種の問合せにスムーズに対応出来るか。
- ⑦前年度の処理、処分の実績について提出を要求した場合に、スムーズに報告書を出してくるか。
- ⑧同様の業者と比較し、契約単価（収集運搬又は処分）は、リーズナブルか。
- ⑨優良な業者として他の現場にも推奨できるか。
- ⑩行政指導、住民とのトラブル・苦情があった例を聞かないか。

<処分業者に対する評価>

- ①廃棄物の種類毎の減容化量、リサイクル量をフィードバックしてくれるか。また、混合廃棄物を選別して排出量とリサイクル量をフィードバックしてくれるか。
- ②リサイクルすることを主体とした処理を実施しているか。

- ③廃棄物の品目毎に実際にどのような処分を実施しているのか確認できるか。
- ④契約書に添付されている許可証を期限が切れる前に更新し、配布してくるか。
- ⑤マニフェストの D（処分終了票）、E（最終処分票）がそれぞれの処理終了後 10 日以内に、遅滞なく返却されるか。
- ⑥各種の問合せにスムーズに対応出来るか。
- ⑦前年度の処理、処分の実績について提出を要求した場合に、スムーズに報告書を出してくるか。
- ⑧同様の業者と比較し、契約単価（収集運搬又は処分）は、リーズナブルか。
- ⑨優良な業者として他の現場にも推奨できるか。
- ⑩行政指導、住民とのトラブル・苦情があった例を聞かないか。
- ⑪処理施設の現地確認の結果、十分管理されているか。（騒音・振動・悪臭／マニフェスト管理台帳／責任者の任命等）

5-2 今後実施する予定の取組

- a) 構築した、公開情報共有化のしくみを見直し、優良業者選定の為の共通データとしてより使いやすいように整備する。
- b) 優良な収集運搬、処理業者への発注の推進
 - 収集運搬業者の評価、優良業者の選定の推進
 - 中間処理業者の評価、優良業者の選定の推進
 - 最終処理業者の評価、優良業者の選定の推進
- c) 現場での分別の徹底、再資源化施設への搬入
可能な場合、工事現場サイトで廃棄物の分別を徹底して行い、直接再資源化施設への搬送を推進する。
- d) 金属くずなど有価物は種類毎に分別し、資源回収業者に売却を図る為、工事現場サイトで有価物の選別を適切に行い、廃棄物としての委託量を削減する。
- e) 工事現場での再生利用の促進
現場発生コンクリート塊を現場にて破碎し、基礎材、路盤材に再生利用する。また、現場発生木材のチップ化による地盤改良材としての敷き込みによる再生利用などの採用を発注者に要請していく。

以上